

☞ 保険料を贈与をする場合の注意点

Q：妻子に保険料の贈与をしようと考えています。その場合の注意点を教えてください。

A：贈与の証拠を残さなかったばかりに、保険料贈与を否認されたというのでは、せっかくの苦心が、無駄になってしまいます。そうならないために、次のような点に注意してください。

(1) 資金の移動の証拠

保険料の贈与は、贈与者から、受贈者である保険料負担者の銀行口座に振込みます。また、保険料はその口座から自動引き落としなどによって支払います。

ここで注意すべきことは、受贈者の銀行預金口座の登録印を贈与者の印鑑と同じものを使用しないことです。通帳の管理も別々にしておきます。

(2) 贈与契約書の作成

連年贈与の認定を避けるため、毎年、贈与契約書を作成します。

また、連年贈与を避ける方法としては、贈与金額を毎年変える方法もあります。

(3) 贈与税の申告

60万円以上の贈与を行うことにより贈与税の申告をする方法もあります。

贈与税の申告をすれば、贈与の証拠としての贈与税申告書が税務署に保管されますので、贈与の証拠としてはこれ以上確実なものはありません。

